

2-3 日本国憲法の成立と基本原理 <標準編>

G H Q から 改憲の指示

敗戦後日本を占領した連合国軍の総司令部（G H Q）は、日本の民主化をうたった**ポツダム宣言**に基づき、1945 年 10 月に日本政府（幣原内閣）に大日本帝国憲法の改正を指令した。政府は**松本烝治**・国務大臣を委員長とする憲法問題調査委員会（松本委員会）を設置して憲法改正の調査（準備作業）を始めた。そして翌 1946 年 2 月ごろに最初の改正案（松本案）をまとめ、G H Q に提出した。しかしこの改正案の内容は、例えば明治憲法第 1 条の「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」との規定を「天皇ハ至尊ニシテ侵スヘカラス」に、また「天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス」とある規定を「天皇ハ軍ヲ統帥ス」に変えた程度で、明治憲法と大差のないものだった。

民間草案と 女性の意見

政府の作業が進むにつれて、政党や知識人のグループが独自の憲法改正案を提案する動きが活発になった。このようなことから、最初 G H Q は憲法改正作業を静観するつもりであった。しかし政府から提出された松本案の中身があまりにも保守的であることに危機感をもち、G H Q は方針を転換して、みずから草案を作成する作業に着手した。

G H Q は、多くの民間草案の中から「**憲法研究会**」という日本の憲法学者やジャーナリストたちのグループが作成した草案を「民主主義的である」として高く評価した。そしてこれを基礎にしながら、当時の世界各国の憲法も参考に、さらに G H Q 民生局の女性係官の意見により男女同権などの規定や、また違憲立法審査権の規定などを追加して、最終的に G H Q 案（**マッカーサー草案**）としてまとめ、日本政府に示した【①】。

日本政府はマッカーサー草案を日本語に翻訳して政府案とし【②】、帝国議会に**明治憲法の改正案**として提出。帝国議会ですらに若干の修正が加えられたのち現在の内容に確定した【③】。そして 1946 年 11 月 3 日（明治天皇の誕生日）に公布され、半年後の翌年 5 月 3 日から施行された。

こうして日本国憲法は、**ポツダム宣言**の精神を取り入れ、**ワイマール憲法**の社会権の条項をも取り込んだ、世界最先端の憲法として成立したのである。

象徴として の天皇

日本国憲法は第 1 章で天皇および皇室について定めている。それによれば、天皇は**日本国および国民統合の象徴**であり、日本国民の総意に基くものとされている。

①憲法研究会には、戦前から植木枝盛の憲法案などを研究していた**鈴木安蔵**や、社会運動家の**高野岩三郎**らが参加していた。

また男女同権の規定は、戦前日本に滞在した経験がある G H Q 民生局員 **ベアテ・シロタ・ゴードン**の意見によって盛り込まれた。

②政府は英文を翻訳するに際して少しでも民主的な要素を弱めようとしたが、G H Q の日本語に堪能な職員がそれを阻止した。

③たとえば 25 条の生存権の規定は、上記「憲法研究会」のメンバーの一人であった**森戸辰男**の意見で加えられたものである。

る（第1条）。これは、天皇はもはや絶対的存在ではなく、国民が認める限りにおいて天皇であるに過ぎないということである。

皇位（天皇の地位）は、**世襲**（親から子へ受け継がれること）であり、**皇室典範**（法律）の定める手続きによって継承される（第2条）。皇室典範は、天皇は「男系の男子が継承する」ことを定めており、男系すなわち過去の天皇が父親の血統に属している男性しか天皇にはなれないことになるため、女性天皇の是非、あるいは女性天皇の子孫が天皇になることの是非をめぐる、論議が起こっている。なお天皇には必要に応じて摂政が置かれる場合がある（第5条）。【④】

天皇は、**内閣の助言と承認**に従って、**国事行為**と呼ばれる儀式的な行為や、内閣総理大臣および最高裁判所長官の任命のみを行い、実際の政治に関わることはできない（第3・4・6・7条）。天皇が戦前と比較してほとんどの政治的権能を失ったのは、明治憲法時代に天皇が絶対的権力者（神）として国民を支配したことに対する反省に基づいている。なお、日本国憲法には規定がないが、実際には天皇は国事行為のほかに、国民体育大会開会式などへ来賓として出席し「お言葉」を述べるなどの公的行為をおこなうことがある。

皇室財産はすべて国に属し、皇室の費用はすべて予算に計上して国会の議決を得なければならない（第88条）。また皇室財産の授受は、国会の議決に基づかなければならない（第8条）。このように皇室の財産の透明化が図られているのも、明治憲法の時代に天皇が絶対的権力を握っていたことへの反省によるものである。なお、皇室の予算は、宮廷費と内廷費に大別され、宮廷費は皇室の公的な費用にあてられ、内廷費は天皇および皇族の私生活をまかなう費用にあてられる。

天皇および皇族は、現実には豪華な住宅（皇居あるいは宮邸）に住み、万全の警護を受けているので、あたかも日本で最も高い地位にあるように見えるが、法的・政治的・経済的には、国会および内閣の管理下に置かれており、主権者たる国民の「上」に立つ存在ではない。それゆえ、テレビや新聞などで天皇や皇族に対して最上級の敬語が用いられている【⑤】ことは、本来は日本国憲法の本質とは相容れないことであり、現在でも明治憲法時代の感覚が残っているといえる。例えば英国王室の人々が気軽に一般市民と交流しているように、日本の皇室ももっと開かれた存在になるべきである。

④なお昭和天皇が晩年体調を崩したときには、皇太子（現天皇）が臨時代行を務めた。

⑤「天皇陛下」の「陛下」は最上級の敬称であり、皇太子などにつける「殿下」や「閣下」も敬称であるが、日常生活で使用することはほとんどない。